

古今韻會舉要考

——古今韻會舉要における三等重紐諸韻——

花 登 正 宏

I 序 論

『古今韻會舉要』は元の大徳元年(一二九七年)に成った韻書で、元・熊忠の著である。本書は南宋末元初の音韻體系を研究するうえで、なほ重要な韻書であると考えられるが、二・三の先學の論考のほかに、いまだ詳細な體系的研究のあるのを聞かない。筆者はために『舉要』(以下『舉要』と略稱する)の體系的理解を指すべく、目下、努力中であるが、本稿では中古音における重紐が、この、近世音を示すと思われる『舉要』に如何に反映しているかについて記述を試みたいと思う。

I・1 『古今韻會舉要』

『舉要』には凡例の次に、「昭武黃公紹直翁編輯」、「昭武熊忠子中舉要」とある。熊忠の自序によれば、黃公紹が『古今韻會』を作ったが餘りに龐大すぎるので、その簡略本として『韻會舉要』を作ったという。熊忠舉要とあるのは、要するにダイジェスト版を作ったという意であろう。『古今韻會』なる書物は現存しない。したがって、『舉要』によるほかその體系を知るすべはないが、本質的に兩者の間に

は大きな音韻體系上の違いはないものとされている。もっとも『古今韻會』は完成しなかつたとの説もある。『舉要』の書誌學的研究については鄭一九五に詳しく、今はそれに譲り、つぎに『舉要』の特色について述べてみよう。

I・1・1 形式上の特質

『舉要』は音韻體系として異なつた二重の層をもつ。一は劉淵の『壬子新刊禮部韻略』一〇七韻に倣つた體系であり、他は字母韻形式で示された、當時の口頭音を反映すると思われる體系である。前者はいわば表の體系であり、それに對して後者は裏の體系とも呼び得ようし、或いは前者を規範的傳承字音の體系、後者がある時期・ある地方の音を反映した語音の體系と呼んだ方がより正確かも知れない。本稿では、當時の口頭音を反映すると思われる後者を扱う。

『舉要』の語音の體系は以下のような形式によつて示される。

分韻は『壬子新刊禮部韻略』により、一〇七韻の枠組はそのままにして、同一韻の中で同韻母をもつグループをまず類別し、さらにその各類を同調音部位の聲母をもつ類ごとにとまとめ、それを一定の順序に配列している。そのうえで、聲母については、同音の字が列舉される

冒頭の字の下に「角清音」「宮濁音」の如き注記がなされる。この「角」・「宮」などは「七音」で、角（牙音）・徵（舌音）・宮（唇音）・商（舌齒音）・羽（喉音）・半徵商（來母）・半商徵（日母）がこれに當るが、論を進める便宜上『舉要』の聲母の注記と等韻學における字母との對照表を示す（鄭一九六五―三五頁に據る）。さきの一定の順序とは角清音・角次清音と始まり、半徵商・半商徵に終わる順序をさす。いわゆる三十六字母との相違については、正齒音二・三等（照・穿・牀）と舌音二・三等（知・徹・澄）が同音となつて次商音とされ、魚

	清音	次清音	次清次音	濁音	次濁音	次濁次音
角	見	溪		群	疑	魚
徵	端	透		定	泥	
宮	幫	滂		並	明	
次宮	非	敷		奉	微	
商	精	清	心	從		邪
次商	知	徹	審	澄	娘	禪
羽	影	曉	幺	匣	喻	合
半徵商				來		
半商徵				日		

母・爻母・合母が増加している點にみとめられる。いずれも音韻變化により従來の三十六字母では律しきれない爲の措置である。なお表中の字母の名稱は、『舉要』の前に附されている「禮部韻略七音三十六母通考」（以下「字母通考」と略稱）によつてゐる。

韻母については字母韻形式がとられてゐる。舊來の傳統的韻書で一韻であり、當時の語音では韻母の異なる音については、『舉要』ではそれら同一韻母をもつ音をまとめ、末尾に「已上案七音屬某字母韻」の注記をつけてゐる。たとえば平聲東韻の一韻中には、公字母韻・弓字母韻・雄字母韻の三字母韻が存在し、冬韻（鍾韻通用）には公字母韻・弓字母韻の二字母韻が存在する。字母韻を同じくする音については、韻目を異にしても同じ韻母をもつものと判断できるのである。

また、元來中古音においては音を異にしてゐた（つまりは反切が異つてゐた）が、『舉要』の反映する語音においては同音と見なす場合、同韻の場合には「音與某同」との注記が、韻を異にする場合には「音與某韻某字同」との注記が各々付されている。たとえば、「蒙」（東一韻）には「宮次濁音」、「書」（東三韻）には「音與蒙同」、「盲」（庚一韻）には「音與蒙同」（「盲」字の上に「觥」があり、それに「與東韻公同」との注記があるので、「東韻」の字は省かれてゐる。下の「蕘」字も同じ。「蕘」（耕合韻）には「音與蒙同」との注記があり、これら四字の音が同音であることが知られる。

以上の如き形式で示された諸韻を整理すれば『舉要』の語音の體系を明らかにし得る譯である。この體系の主たる特徴の概略を指摘したものとて坂井一九五二がある。

I・2 問題の所在

坂井一九五二に、『學要』では拗音韻（介母をもつ）が二つの型に分化しているとの指摘がある。坂井一九五二に列擧された特徴は、おおむね近世音的特徴であるにもかかわらず、拗音韻が二つの型に分化しているというこの特徴は中古音にみられるものである。坂井氏も「勿論近世音では、これら甲乙系（拗音韻の二つの型——引用者補——）の區別は消失するのであるが擧要の段階では明瞭に區別をしてゐる。」と述べる。『學要』はこの特徴に關するかぎり古形を示しているのである。坂井氏の擧げられた例の内、一例を示す。

止攝三等韻と蟹攝四等韻は次の二つの字母韻に分入する。

羈字母韻：支韻三等開口、脂韻三等開口、之韻三等開口、微韻開口、齊韻四等開口。

雜字母韻：支韻四等開口、齊韻四等開口、脂韻四等開口。（脂韻三等開口とあるが、四等の誤りゆゑ訂正する。）

支韻・脂韻が等韻圖の位置（三等に置かれるか、四等に置かれるか）によって二字母韻に分かれている。支韻・脂韻は重紐韻であり、この特徴は換言すれば『學要』は重紐の別を保っているということになる。

重紐とは、それを最初に見出し解答を提出した有坂秀世氏によれば（有坂一九三七）「切字も同母、韻字も同韻であつて一見互に同音の如く見える反切の對」と定義されている。中古音においてこの重紐による實際的對立は、支・脂・祭・眞・仙・宵・侵・鹽の諸韻の唇・牙・喉音聲母の下で見られた。等韻圖においては、この對立を等位の相異によつて示した。本稿では重紐韻唇牙喉音で等韻圖四等に置かれるもの

を三等韻A類（あるいは單にA類）、三等に置かれるものを三等韻B類（あるいは單にB類）と呼ぶ。

このA・B類の別は、近世音を示す『中原音韻』においてはは大略消失している。たとえば、「卑」支韻A類と「碑」支韻B類は同音とされる。一方、「脾」支韻A類と「皮」支韻B類は別音とされるが、このような例はごく少ない。

『中原音韻』は『學要』に遅れること三〇年に滿たない。それにもかかわらず、『中原音韻』においてはは大略失なわれている重紐A・B類の別を『學要』が保っているということは、吟味の必要のあることからである。『學要』が反映する口頭音が何れの地の方言か明確でなく、⁽⁴⁾『中原音韻』との間には當然方言的差異があつたことを考慮に入れても、両者が共通する近世音的特徴をもつことを知るとき、この重紐を保存する現象は單に舊態を保存すると見るべきでなく、より詳細な検討が必要となつてくるのである。

ところで、『學要』が重紐の別を保つという指摘は坂井一九五二に先立つて、すでに河野六郎氏、董同龢氏に早く指摘がある。董一九四八は、切韻系統における重紐A・B類は『學要』においては異なった變化を遂げていると述べる（二頁）。一方河野一九三九は、「集韻・禮部韻略・五音集韻・韻會學要等の韻書」は重紐の別を保つが、これらは「明かに切韻乃至は廣韻に則つた、極めて保守的なもの」で「其の時代に事實如何なる音韻組織を持つてゐたかに就いては決して有力な資料とはなり得ない」と述べ、『學要』については、また「舊韻（禮部韻略）の體裁を保つていながら、處々に當時の音を斟酌した註釋を附してゐるが、これとてもそれと略同時代に成つた周德清の中原音韻

に比すれば舊態依然」たるものであり、またその時代音を斟酌して
と思われるものの中には「切韻指掌圖に據つたものが可也多い様
ある」と述べて、『舉要』にみられる重紐の別は當時の音の反映では
ないとする(四八〜四九頁)。

しかしながら、本論において詳述する如く、『舉要』においても重
紐の別は、重紐韻のすべてに涉つて明確に保たれているわけではな
く、ことに唇音に關しては、重紐A・B類の別はかなり亂れているこ
とが証明される。この亂れていること、重紐の別がはっきりしなくな
っている諸韻があることこそ、じつは、逆に『舉要』が當時の口頭音
を反映していることを示すものではないかと考えられる。

そこで以下に、重紐の諸韻の各々が『舉要』において如何に表わさ
れているかについて検討し、その特徴を提示して行くこととしたい。

II 本 論

—『古今韻會舉要』における重紐諸韻の検討—

本論に入って、唇・牙・喉音聲母のもとで相對立する項 (pair) を
もつ重紐諸韻、支・脂・祭・眞・仙・宵・侵・鹽の諸韻について考察
する。なお、相對立する項はもたないが重紐韻に屬するとされる、幽
韻についても『舉要』における狀況を例示しておきたい。

II・1 方法

まず、據るべき版本としては、宮内廳圖書寮藏の元版(登錄番號四〇
一三四)及び東北大學狩野文庫藏和刻活字本を用いた。

『舉要』では、重紐A・B類の別は字母韻を異にすることにより示
される。この狀況は以下のように圖によって示した。圖には、唇・

牙・喉音字のみを擧げて舌齒音字は擧げていない。本稿が重紐の對立
する項が如何に『舉要』で區別されているかを考察の主目的とする性
格上の處置である。なお、『廣韻』においては對立する項を持ちなが
ら、本表に現われないのは、『舉要』に當該字が見當らないためであ
る。

『舉要』において重紐A・B類が如何に區別されているか(或いは
區別されていないか)をより明確にさせるため、いま次の二つの規準を
立てた。

Rule 1 當該字母韻が、重紐韻と純四等韻のみにより形成されてい
るか否か。

Rule 2 當該字母韻が牙喉音字のみを含むか否か。
Rule 1 (R. 1) について。

純四等韻とは、齊・先・蕭・青・添の諸韻をさす。また三等韻唇牙
喉音には重紐韻A・B類のほかC類を設ける。A・B類が中古音に
おいて前舌主母音を有したのに對し、C類は中古奥舌主母音を有した
(平山一九六七―一五二頁)。中古音の體系では明確に區別された三等韻
A・B・C類と純四等韻は、慧琳『一切經音義』(七八七〜八〇七年撰
述)では次のように合流している(平山一九六七―一五九頁參照)。

- (1) 唇牙喉音聲母の下では純四等韻は重紐A類に合流。
- (2) C類韻母とB類韻母とが合流。

純四等韻は中古音においては直音であったと考えられるが『慧琳音
義』では拗音化した。従つて『慧琳音義』の拗音韻には、上記の(1)類
と(2)類とがあった譯である。拗音韻のこの二類の別は、――つまりは
重紐A・B類の別といつていい譯であるが――『慧苑音義』(七二〇年
頃成書)にも保たれ、儒家系音義書である、顏師古の『急就篇』の音

注⁽⁴⁾(六二七)六四四年成書)・『漢書』の音義(六四一年成書)、司馬貞の『史記』索隱の音注(七一九)七三六年成書)、張守節の『史記』正義の音注(七三六年成書)等々にも原則的に保たれている。

一方『舉要』の支韻はよく重紐の別を保つが(圖I a参照)、その開口A類字が入る雜字母韻は支・脂と齊の諸韻より成り、B類字が入る羈字母韻は、支・脂・之・微・祭・廢・齊の諸韻より成る。之・微・廢韻はC類韻である。牙喉音字に限れば、雜字母韻(牙喉音字のみより成る)は『慧琳音義』に見られる(1)の状況に合致し、羈字母韻はほぼ(2)に相當する。支韻に限らず『舉要』において重紐の別をよく保つ諸韻のA類字が含まれる字母韻は、重紐A類の字と中古の純四等韻字のみより成る。R. 1を設けた所以である。

R. 2について。

重紐の對立は、既述のように唇牙喉音に現われるが、『舉要』においては唇音を牙喉音とは別に扱った方がより便宜である。たとえば、支韻唇音の如く、A類字は開口の羈字母韻、B類字は合口の嬌字母韻に含まれたりするからである。

『舉要』で、よく重紐を保っている韻のA類字が含まれる字母韻は、牙喉音字のみより成るものが多い。坂井一九五三にもこれに似た指摘がある。R. 2を設けた所以である。

以上二つの規準は重紐韻唇牙喉音字(R. 2は勿論唇音字には適用されない)を含む字母韻の性格を判断するうえでの傍證になるものと考えられる。

次に、羽次清次音と羽次濁音の扱いについて述べることにする。

まず、羽次清次音について。

羽次清次音は『舉要』に新しく設けられた聲母で、影母の一部がこれに入る。つまり、本稿に關する三等韻については影母のA類が羽次清次音の聲母をもつとされる。本稿には關係しないが、開口二等の牙喉音は口蓋化するといふ近世音の一般的趨勢に従つた影母の二等音も羽次清次音をもつ(例えば、肴韻の「幽」)。ところで、影母のB類は羽清音とされる。重紐の別を保つ韻においては、影母B類字(羽清音)はB類を示す字母韻に含まれていて問題はないが、影母A類字(羽次清次音)はA類を示す字母韻にもB類を示す字母韻にも含まれる。例えば、支韻は『舉要』においてよく重紐A・Bの別を保つ韻であるが、その去聲で相對立する項をなす影母A類(羽次清次音)「縊」と影母B類(羽清音)「倚」はともにB類を示す字母韻(羈字母韻)に含まれる。

その他の韻について、羽次清次音(影母A類字)がA類系字母韻に含まれるものとしては、宵韻・鹽韻のいずれも開口があり、B類系字母韻に含まれるものとしては、眞(諄)韻・幽韻・質韻のいずれも開口がある。羽次清次音(影母A類)がB類系字母韻に含まれる音聲的理由については更に精査する必要があるが、ともかくも羽清音と羽次清次音という聲母の相違により重紐A・B類の影母の下における區別は保たれているのであるから、本稿においては羽次清次音A類がB類系字母韻に含まれることをもって、A・B類の別が混亂しているとは見做さないこととする。つまり中古の影母A・B類の別を示す辨別の特徴が奈邊(聲母、或いは韻母)に存したかはともかく、『舉要』の影母においては聲母がそれを荷ない、韻母(字母韻)は neutralであつたと一應しておくこととする。

羽次濁音について。

羽次濁音は主として喻母四等（以母）を示すが、喻母三等（云母）及び疑母の一部の中にも羽次濁音とされるものがある。喻母三等の大部分は角次濁次音、疑母の大部分は角次濁音或いは角次濁次音とされる。一般に喻母三等（云母）と喻母四等（以母）は聲母がすでに異なるものであるから、重紐の例からは省かれるものであるが、本稿では喻母三等字をB、四等字をAとした。羽次濁音A類字（以母）もA類系字母韻とB類系字母韻の双方に現われるが、喻母A・Bの別は、少くとも本稿の關連するところでは聲母により區別されているので、上記羽次清次音の場合と同じく、それをもってA・B類混淆の例とは見做さないこととする。

以上をふまえて、各韻について考察することとする。

II・2 各論

考察に當つては、支・脂・祭・眞（諄）・仙・宵・幽・侵・鹽・質（術）・薛・緝・葉韻の順に従い、これを舒聲と入聲に分ける。舒聲には平・上・去の三聲が含まれ、韻目は平聲により代表させる。ここで表の形式について述べておきたい。

〔表の形式〕

- (1) 聲母は『舉要』の形式による。本稿一八九頁参照。
- (2) 字母韻は、平聲の字母韻により、上聲・去聲のそれを代表させる。^四
- (3) 例字として挙げたものの右下のA・Bは、重紐A・B類の別を示す。
- (4) 例字は、『舉要』において同音字として列擧されているものの冒頭の字である。
- (5) 聲調欄の平・上・去・入は、各々平聲・上聲・去聲・入聲を示す。

- (6) 斜線の左上と右下に二つの字の書いてあるものは、『舉要』で同音との注記のあるものである。
- (7) 『舉要』の反切はおおむね『集韻』によっている。必要な場合以外、いちいち注記しないこととする。

II・2・1 支韻

圖1の唇音・開合口牙喉音ともに重紐A・Bの別をよく保っていることが看取される。II・1で述べたように、羽次清次音及び羽次濁音A類の歸屬は問わない。

圖1 a. 開口

聲調	字母韻	角				羽			
		清	次清	濁	次濁	清	次清	次濁	濁
平	雞	祇 _A							
	羈	羈 _B	敬 _B	奇 _B	宜 _B	漪 _B	穢 _B	移 _A	
上	雞	企 _A							
	羈	倚 _B	綺 _B	技 _B	豈 _B	倚 _B	醜 _A		
去	雞	企 _A							
	羈	寄 _B	莢 _B	義 _B		倚 _B	戲 _B	縊 _A	易 _A

b. 唇音

聲調	聲母 字母韻	宮		
		清	次清	濁
平	羈	卑 _A	陴 _A	彌 _A
	嬌	跛 _B	斂 _B	皮 _B 糜 _B
上	羈	俾 _A	庇 _A	婢 _A 弭 _A
	嬌	彼 _B	披 _B	被 _B 靡 _B
去	羈	臂 _A	譬 _A	避 _A
	嬌	賁 _B	帔 _B	髣 _B

c. 合口

聲調	聲母 字母韻	角				羽			
		清	次清	濁	次濁	清	次清	濁	次濁
平	規	規 _A	闕 _A			墮 _A			端 _A
	嬌 磨	嬌 _B	磨 _B		危 _B	透 _B			磨 _B
上	規		跬 _A						
	嬌 磨	詭 _B	跪 _B		頰 _B	委 _B			葦 ⁽¹⁾ _B
去	規 惟					隋 ⁽²⁾ _A			毀 ⁽³⁾ _B
	嬌				僞 _B	恚 _B			爲 ⁽⁴⁾ _B

(注) (1)の二字は共に云母。ここでは羽次濁音とされる。「字母通考」では、

「葦」は角次濁次音・嬌字母韻の上聲、「爲」は角次濁次音・嬌字母韻の去聲である。
 (2) 「隋」のこの音は「廣韻」に見當らない。「舉要」では「集韻」も同じ。「呼悲切」、呼は一等字、恚は三等A類字である。A類字か。
 (3) 支韻合口B類の羽次清音字は平聲上聲ではみな磨字母韻に入る。去聲「毀」のみ規字母韻に入り、「隋」と同音とされる。「字母通考」では、羽次清音・磨字母韻の去聲とされる。

開口では、雜字母韻がA類系の、羈字母韻がB類系の字母韻を示す。重紐の別は字母韻の別、即ち韻母の差として明確に反映されている。

唇音においても同じく重紐の別はよく保たれている。ただし、唇音A類字は開口を示す字母韻に、B類字は合口を示すそれに含まれている。中古重紐A・B類の差が、前者は口蓋的な介母i、後者は非口蓋的なiにあるとするならば、(介母の口蓋性・非口蓋性は、當然主母音・聲母に何らかの影響を與えた筈であるが)、非口蓋的介母をもつ唇音B類が、唇音ならば當然有する唇の丸め・突き出しの故に合口の字母韻に含まれ、唇音A類の場合は、それが介母の口蓋性の故にB類ほど顯著でなく、開口の字母韻(但し、牙喉音では開口B類字が含まれる羈字母韻)に含まれたことは、充分に可能性のあることである。

合口においても、「毀」がA類系字母韻である規字母韻に入る一例を除いて、重紐の別はよく保たれている。「毀」は「字母通考」に従えば、B類系の磨字母韻に入る。

先にたてた Rule によりこれを再吟味してみよう。
 R・1について。

A類系字母韻である雜・規・惟の各字母韻は、重紐A類字と純四等の字のみより成り、B類系字母韻である羈・嬌・磨の各字母韻は、重紐B類

字(但し唇音A類字は羈字母韻に含まれる)のほかに三等韻C類字を含む。
R・2について。

A類系字母韻(雞・規・惟)は牙喉音字のみを含み、B類系字母韻(羈・嬌)は羈字母韻が喉音字のみにより成るのを除くほか、みな牙喉音字および唇音・舌齒音字を含む。

以上R・1・R・2よりもA類系字母韻・B類系字母韻の區別があることが分る。今、表により示す。R・1については含まれる韻を、R・2については、牙喉音字のみを含みA類系字母韻の特徴を示すものを+の記號で、牙喉音字以外の音をも含むものを-の記號で示す。以下の諸韻についても同じ。

Rule 字母韻	R. 1	R. 2
雞	支・脂・齊	+
規	支・脂・齊	+
惟	支・脂	+
羈	支・脂・之・微・祭・廢・齊	-
嬌	灰・泰・支・脂・之・微・祭・廢	-
羸	支・微	+

一部例外もあるが「毀」は「字母通考」に従えば、例外ではなくなる、支韻はよく重紐A・Bの別を保つといえる。

II・2・2 脂韻(圖2参照)

「睢」字がA類であるにもかかわらずB類系字母韻(嬌字母韻)に入るのは例外である。

この「睢」字以外、脂韻におけるA・B類の別はよく保たれている。中古音において「睢」と聲調のみ異なる平聲「惟」はA類系字母韻(規字母韻)に入り、結局「睢」字以外はすべてA・Bの別を保っている。

ところで「集韻」では「恤」は「火季切」(「廣韻」と同じ)、「睢」は「香萃切」であつて、ともに合口である。「恤」は合口A類を示すと考えられるから、「睢」は『集韻』においては合口B類を示すと考えざるを得ない。「睢」は『舉要』では「香萃切」であり、『集韻』によつたと考えれば、必ずしも例外と考える必要はないかもしれない。

脂韻は支韻と字母韻を共通にするので、Ruleによる再吟味は前項II・2・1に譲る。

つぎに、「揆」字について考察する。「揆」は聲調を除き、平聲「葵」去聲「悸」と同音であるが、「揆」のみが開口の雞字母韻に屬する。これについてはすでに有坂秀世氏の論考がある(有坂一九四〇)。有坂一九四〇に従えば、「揆」はA類牙音字であり拗音的要素の顯著な口蓋性により、その合口性が壓倒されたために、開口の雞字母韻に入ったといふことになる。上聲「揆」字のみが開口となるのは、この現象が體系的に起こつたものでないからで、有坂一九四〇も「個別的の問題」であると述べる。

圖 2

a. 開口

聲調	聲母 字母韻	角				羽			
		清	次清	濁	次濁次	清	次清	次清次	濁
平	雞	者 _A							
	羈	飢 _B				伊 _A 夷 _A			
上	雞	揆 ⁽¹⁾							
	羈	几 _B	隄 _B						
去	雞	棄 _A							
	羈	冀 _B	器 _B	暨 _B	梟 _B	懿 _B 隸 _B		肄 _A	

b. 唇音

聲調	聲母 字母韻	宮		
		清	次清	次濁
平	羈	紕 _A 毗 _A		
	嬌	悲 _B	丕 _B	邳 _B 眉 _B
上	羈	七 _A		
	嬌	鄙 _B	甄 _B	否 _B 美 _B
去	羈	界 _A 鼻 _A 寐 _A		
	嬌	秘 _B	鼻 _B	備 _B 媚 _B

c. 合口

聲調	聲母 字母韻	角				羽			
		清	次清	濁	次濁次	清	次清	次清次	濁
平	規	葵 _A				隹 _A			
	嬌	龜 _B	達 _B		帷 ⁽¹⁾ _B				
上	規	癸 _A							
	嬌	軌 _B 巖 _B				涓 _B			
去	規	季 _A 悸 _A				血 _A			
	嬌	媿 _B 喟 _B		匱 _B			睢 ⁽¹⁾ _A		位 _B

(注)

(1) 脂韻合口A類。

(2) 云母。

(3) 『廣韻』、『香季切』。上田一九七五に従えば曉母開口A類とされる(但し、下字は合口)。一方、切韻諸本の内、『王一』・『王二』・『完本王韻』ともに「許鼻切」。李一九五二では、「血」と共に曉母合口A類とし、「血」が増加小韻である可能性を述べ、「血」・「睢」の二字は同音であったかも知れないとする。切韻系韻書でA類字でありながら、B類系字母韻に入ることについては、「字母通考」も同じ。

牙喉音の對立する項としては、開口における疑母A類「藝」とB類

圖 3

a. 開口及び唇音

聲母 字母韻 聲調	宮	角	羽
	清 次清 濁 次濁	清 次清 濁 次濁 次濁次	清 次清 次清次 濁 次濁 濁次
去	羈 蔽 _A 滌 _A 敝 _A 袂 _A	鬪 _B 惕 _B 偈 _B 劓 _B	瘞 _B 藝 _A ^(イ) 曳 _A ^(ウ)

b. 合口

聲母 字母韻 聲調	角	羽
	清 次清 濁 次濁 次濁次	清 次清 次清次 濁 次濁 濁次
去	嬌 劓 _B	衛 _B ^(イ) 叙 _A ^(ウ)

(注)
(イ) 藝は疑母。
(ウ) 云母。
(ウ) 以母。

「劓」、合口における以母「叙」と云母「衛」とがある。後者はともかく、前者においてもその區別は字母韻(即ち韻母)ではなく聲母が荷なう。祭韻牙喉音におけるA・B類の別はなんとか保たれているものの、それが字母韻の別としてではない點が既述の二韻と異なる。

祭韻の唇音はA類のみである。

Ruleに照らしても(II・2・1参照)、羈字母韻・嬌字母韻はB類系字母韻であり、假に韻母(介母、主母音を問はず)が重紐A・B類の區別を荷なっているとの説に従うならば、そういう區別は祭韻においては消失したといわざるを得ない。

II・2・4 眞(諄)韻(圖4参照)

唇音字はA類B類ともに巾字母韻に入る。なおかつ、A類字とB類字が同音とされる。たとえば、平聲幫母A類「賓」はB類「彬」と同音とされる。従って、眞(諄)韻唇音の重紐A・B類の別は消失したと考えられる。

開口牙喉音字は、二字母韻に分入する。羽次清次音・羽次濁音はA・Bの別に關して neutral としてこれらを除くと、A類字は少ないもののA類系類字母韻(欣字母韻)とB類系字母韻(巾字母韻)にはっきり分れることがわかる。眞(諄)韻開口は重紐A・Bの別を保つ。

合口についてはA類系B類系字母韻は區別し難い。羽次濁音の二字(以母)を考察外とすると、重紐A類の字としては「鈞」の一字のみであり、その「鈞」もB類字「磨」と同音とされる。一方、B類字は鈞字母韻と筠字母韻の兩方に現われる。眞(諄)韻合口においては重紐の別は保たれていないと言えよう。

圖 4

a. 開口及び唇音

聲調	字母韻	宮				角					羽				
		清	次清	濁	次濁	清	次清	濁	次濁	次濁次	清	次清	次清次	濁	次濁
平	欣										磯 _A				
	巾	賓 _A 彬 _B	續 _A	類 _A 貧 _B	民 _A 珉 _B	巾 _B	瑾 _B	銀 _B				因 ⁽¹⁾		寅 ⁽²⁾	
上	欣					緊 _A									
	巾					牝 _A		混 _A 慙 _B			引 ⁽³⁾				
去	欣														
	巾	儼 _A				蔽 _B 僅 _B 惹 _B					印 ⁽¹⁾		胤 ⁽²⁾		

日本中國學會報 第二十九集

b. 合口

Rule	R. 1	R. 2
欣	眞・欣	+
鈞	眞(諱)・文	-
巾	眞・欣・痕	-
筠	眞・文	+

聲調	字母韻	角					羽				
		清	次清	濁	次濁	次濁次	清	次清	次清次	濁	次濁
平	鈞	鈞 _A	困 _B				勻 ⁽³⁾				
	筠					筠 _B	贊 _B				
上	鈞	颯 _B 窘 _B				尹 ⁽³⁾					
	筠					隕 _B					
去	鈞					鏗 ⁽³⁾					
	筠										

(注)
 (1) 影母
 (2) 以母
 (3) 眞韻開口 B
 類。「字母通
 考」巾字母韻
 の去聲とす
 る。

これをさきの Rule に照らして調べると、前頁のようになる。

開口の欣字母韻・巾字母韻について、R. 2 に關しては前者がA類系、後者がB類系字母韻となり、圖4aと合う。R. 1 について、欣字母韻に三等韻C類欣韻が入るが、眞韻の字と同音となる例はない。

合口の鈞字母韻と筠字母韻について、R. 1 に關してはともにB類字母韻としての様相を呈する。眞(諄)韻合口見母A類「鈞」は、B類「磨」と同音である上に三等韻C類「君」(文韻)とも同音とされ、A・B類合流の様相を如實に示す。R. 2 に關しては、筠字母韻がA類系字母韻の特質をもつが圖4bに見る通り、A類字は含まれない。

以上により、眞(諄)韻合口では重紐A・B類の區別がなされず、合流の様相を呈していることが明らかとなった。合流が合口のみに起った音聲的原因については更に研究する必要があるが、重紐の別が介母にあるとする有坂説に従うならば、以下のような推論も可能かと考えられる。合口A類字は介母として口蓋的な拗介音iと合口介音üをもつが、調音に際しては口蓋的介母iと合口介音üの間で二類の調音上の對立が存在すると思われる。その一つは平唇(i)と圓唇(ü)との對立であり、他の一つは調音點の前(i)と後(ü)の對立である。口蓋的介母優勢の場合は、合口性は弱化し(II・2・2「揆」の場合参照)、合口介母優勢の場合はi介母の口蓋性は弱化し、非口蓋的なiに近い發音となる。「舉要」においてA・B類の合流の見られる眞(諄)韻合口の場合は後者の例と考えられよう。ところで、仙韻は開口においても重紐の別は明確でなく、合口においてはなおさらである。仙韻・眞(諄)韻ともに韻尾nをもつが、A・B類の混淆に際し、このnが何らかの形で關與したことも考えられる。後日さらに検討したい。

なお、開口「霽」が合口の字母韻に入るのは、「舉要」の誤りかと思われるが、他の理由があるのか否か、詳かにしえない。

II・2・5 仙韻(圖5参照)

圖 5
a. 開口及び唇音

聲母 字母韻 聲調	宮			角			羽			
	清	次清	濁	清	次清	濁	清	次清	濁	
平	堅	鞭 _A 篇 _A						焉 _B		
	健	便 _A 縣 _A			甄 _A 愆 _B 乾 _B			嗎 _B 延 _A ⁽¹⁾ 焉 _B ⁽¹⁾		
上	堅	福 _A 鳩 _B 辯 _B			遣 _A					
	健	辨 _B 緬 _A 免 _B			蹇 _B 鍵 _B			演 _A ⁽¹⁾		
去	堅	徧 _A 變 _B						衍 _A		
	健	便 _A 冫 _B 面 _A			譴 _A 彥 _B					

b. 合口

聲母 字母韻 聲調	角	羽
	清 次清 濁 次濁 次濁次	清 次清 次濁次 濁 次濁 濁次
平	涓 權 _B 員 ⁽¹⁾	翹 _A 娟 _A 沿 ⁽¹⁾
	卷 卷 _B	
上	涓 娟 _A 圈 _B	蟬 _A 沈 ⁽¹⁾
	卷 卷 _B	
去	涓 絹 _A 倦 _B 瓊 ⁽²⁾	掾 ⁽¹⁾
	卷 眷 _B	

(1) 以母。
 (2) 「延」と「焉」が同音とされるのは、以母と喻母の合流。

まず唇音についてはA類字が二字母韻に分入したり、A類字とB類字が同音になっていたりすることより、重紐A・B類が合流していることが分かる。

開口音についても、同じくA類字でありながら、堅字母韻に入るもの(「遣」と「韃」)と韃字母韻に入るもの(「甄」と「譚」)とに分かれる。「遣」と「譚」は中古音では聲調のみ異なり同音であるが、二字母韻に分入する。またB類字でも、二字母韻に分入するものがある。A類系字母韻とB類系字母韻に、何らかの音聲的相異はあったのかもしれないが、その違いはすでに明確でなくなってきた状況を示していると言える。

合流の状況は合口の場合も同様である。去聲角清音におけるA類「絹」とB類「眷」は字母韻の別により區別されているが、同じくA・B類で對立する上聲角濁音A類「娟」とB類「圈」は同音とされ、さらにB類字は二字母韻に分入する。以上により、合口音においても、仙韻重紐A・B類の別は明確に保たれていないことが分る。

Ruleに照らして再吟味する。

Rule 字母韻	R. 1	R. 2
堅	仙・元・先	-
韃	仙・元・先	-
涓	仙・元・先	-
卷	仙・元	-

いずれの字母韻もA類系の特徴を示さない。ただ堅字母韻において、仙韻と元韻の牙喉音における合流のないことが、堅字母韻がA類系字母韻の性質をもつことを豫測させる。韃字母韻においては、仙韻A類「甄」が元韻(C類)「韃」と同音とされ、涓字母韻においては仙韻A類「娟」とB類「圈」が同音であるほか、元韻(C類)「圈」とも同音とされ、Ruleにおいても圖5に示されると同じく、仙韻の重紐A・B類の別の保たれていないことを示す。

圖 6

聲調 字母韻	宮	次清	次濁	角	次清	次濁	次濁次	羽	次清	次清次	次濁	濁次
		曉	次清		次濁	次清	次濁		次濁次	次清	次清次	次濁
平	曉				翹 _A				羸 ⁽¹⁾ 腰 ⁽²⁾			
	曉	森 _A 鏘 _B	漂 _A 瓢 _A	苗 _B	驕 _B	曉 _B	喬 _B	鴞 _B	妖 _B			遙 ⁽¹⁾
上	曉		縹 _A	眇 _A								
	曉	標 _A 表 _B		標 _A 殍 _B	矯 _B			夭 _B				滌 ⁽¹⁾
去	曉		勦 _A						要 ⁽²⁾			
	曉		驪 _A	妙 _A 廟 _B	驪 ⁽³⁾	嶠 _B	駝 _B		敵 ⁽⁴⁾			耀 ⁽¹⁾

(注) 「字母通考」
曉母・驕字母韻。
影母。
以母。
(1) 『廣韻』及び切韻殘卷諸本去聲笑韻にこの音なし。『舉要』、「嬌廟切」で「集韻」と同じ。平聲「驕」より考えるにB類か？
(2) 平聲では「羸」と同音。『廣韻』及び切韻殘卷諸本去聲笑韻にこの音なし。『集韻』にもこの字はない。『增韻』にこの字は「許照切」とあり、「舉要」はこれに依る。B類か？
(3) 『集韻』に「驪」あり。B類か？
(4) 『集韻』に「敵」あり。B類か？

II・2・6 宵韻(図6参照)
唇音については、宵韻もまた重紐A・B類の別が保たれていないことが分る。
牙喉音については、羽次清次音・羽次濁音を除けば、「羸」の一字

のほかにA・B類の別を保つ。曉字母韻がA類系字母韻、驕字母韻がB類系字母韻とほぼ認め得る。

これをRuleに照らして再吟味する。

Rule		R. 1	R. 2
字母韻	曉	宵・蕭	—
	驕	宵・蕭	—

R. 2によれば曉字母韻はA類系字母韻としての特質を示さない。精しく調べると、曉字母韻には牙喉音字の他に齒音四等字を含む。一般に『舉要』においては、中古重紐A・Bの別が字母韻の相異により明確に區別される重紐韻の場合は、齒音四等はB類系字母韻に入る(宵韻では驕字母韻)。しかし、A・B類を舌齒音にまで及ぼした場合、齒音四等をA類とする説に異論はない。とすれば、曉字母韻は、支韻等に見られる如く牙喉音字のみより成るわけではないが、曉字母韻もほぼA類系字母韻としての性質をもつともよいと思われる。

以上、宵韻は唇音を除き、重紐A・B類の別をほぼ保つ。「羸」は例外で、あるいは「字母通考」の曉母・驕字母韻が正しいのかも知れない。

II・2・7 幽韻(圖7参照)

圖 7

聲調	聲母 字母韻	宮	角	羽
		次清 濁 次濁	次清 濁 次濁 次濁次	次清 濁 次濁 濁次
平	穆		穆 _A 蚪 _A	
	鳩	彪 _B 滌 _B 繆 _B		幽 _A
上	穆		糾 _A	
	鳩		繆 _A ⁽¹⁾	黝 _A
去	鳩			幼 _A

(注)
(1) 「字母通考」
群母穆字母韻。

幽韻は、唇音はB類、牙喉音はA類とされ、A・B類の對立する項はない(平山一九六七―一五一頁)。羽次清次音が鳩字母韻に入るほか、

一例(繆)を除き牙音は穆字母韻、唇音は鳩字母韻に入る。

Rule に照らして調べると、R. 1については兩字母韻ともB類系字母韻の様相を呈する。但し、穆字母韻で尤韻字と幽韻字が同音とされる例はない。R. 2については、穆字母韻がA類系字母韻の特徴を示し、圖7と合う。

Rule	R. 1	R. 2
字母韻		
穆	幽・尤	+
鳩	侯・幽・尤	-

以上、幽韻は對立する項を持たないので明言できないが、A・B類の區別を意識的には保とうとしているとは言ひ得る(R. 2)。しかし圖7の上聲に見られるようにA類字が二字母韻に分入することより判斷して、その韻母の區別は保ち難くなってきた状況を反映するものと思われる。

II・2・8 侵韻(圖8参照)

金字母韻は侵韻のみにより、歛字母韻は羽次清音(曉母)平聲の侵韻のみにより成る。對立の項としては、影母A類「愷」とB類「音」がある。しかし既に字母韻(韻母)により區別されるのではなく、そ

侵韻の場合 Rule も適用出来ない。
 以上、侵韻における重紐 A・B 類の別は、字母韻でその區別を表わ

の區別は聲母が荷なっている。

圖 8

聲母 字母韻	宮				角					羽					
	清	次清	濁	次濁	清	次清	濁	次濁	次濁次	清	次清	次清次	濁	次濁	濁次
平	金 歎				金 _B	欽 _B	琴 _B	吟 _B		音 _B		憎 ⁽¹⁾ _A		淫 ⁽²⁾ _A	
上	金	粟 _B	品 _B		錦 _B	噤 _B		吟 _B		飲 _B					
去	金				禁 _B	噤 _B	吟 _B			蔭 _B					

(注)
 (1) 影母。
 (2) 以母。

圖 9

聲母 字母韻	宮				角					羽					
	清	次清	濁	次濁	清	次清	濁	次濁	次濁次	清	次清	次清次	濁	次濁	濁次
平	兼											厭 ⁽¹⁾ _A			
	籍	砭 _B			籍 _B			炎 ⁽²⁾ _B		淹 _B				鹽 ⁽³⁾ _A	
上	兼									懸 ⁽⁴⁾ _A					
	籍 欬	貶 _A			檢 _B		儉 _B			奄 _B				琰 ⁽⁵⁾ _A	
去	兼											厭 ⁽⁶⁾ _A			
	籍	窆 _B								奄 _B				鹽 ⁽⁷⁾ _A	

(注)
 (1) 「字母通考」
 (2) 「字母通考」
 (3) 「字母通考」
 (4) 「字母通考」
 (5) 「字母通考」
 (6) 「字母通考」
 (7) 「字母通考」

II・2・9 鹽韻 (圖9参照)

すという『舉要』の一般的方法によっては、すでに示されていないことが指摘される。

唇音は、A・B類ともに箱字母韻に入り、重紐A・B類の別は消失している。

牙喉音は兼字母韻がA系の、箱・枕字母韻がB系の字母韻であり、重紐A・B類の別を保つ。但し羽次濁音の歸屬は考慮の外に置いた。

鹽韻の影母A類は、『舉要』の體系においても聲調の相異により羽清音・羽次清次音となり、具體的内容は異なるが(圖9の(鈎參照))、「字母通考」の體系でも同じ狀況であり、『舉要』・「字母通考」ともすべてA類系字母韻(兼字母韻)に入れられる。影母A類で羽清音のものは當然A類系字母韻に入れらるべきものである(羽次清次音の場合必ずしもA類系字母韻に入れられる譯ではない)。聲調の相違により羽清音・羽次清次音とされたりするのは、聲母の音價が未だ動搖している狀況を示すものと解される。動搖しながらも『舉要』と「字母通考」で内容は異なるが、同じく影母A類が羽清音と羽次清次音の両方で現われるのはこの動搖を示す)羽清音・羽次清次音がともにA類系字母韻に屬せしめられる鹽韻の場合、羽次清次音の歸屬は他韻の場合と異なり、意味のあるものと思われる。

これをRuleにより再吟味してみる。

R. 1・R. 2ともに兼字母韻はA類系字母韻の特徴を備え、圖9と合

う。

箱字母韻はR. 1・R. 2によりB類系字母韻であることが分かる。枕字母韻は鹽韻B類と三等C類嚴韻の喉音字のみより成り、B類系字母韻であることが分かる。

以上より鹽韻は唇音では重紐A・B類の別は保たれないが、牙喉音

Rule 字母韻	R. 1	R. 2
兼	鹽・添	+
箱	鹽・嚴・凡・添	-
枕	鹽・嚴	+

にては開口・合口とも明確に保たれていることが理解されよう。

II・2・10 質(術)韻(圖10參照)

質(術)韻開口の重紐A・B類は、吉字母韻(A系)と訖字母韻(B系)という字母韻の相異で示される。重紐A・B類の別は保たれていない。

唇音においても重紐A・B類の別は保たれる。訖字母韻がA系の、國字母韻がB系の字母韻である。唇音A類が開口の、B類が合口の字母韻で示されるのは、II・2・1支韻の場合と同じ。

合口では、橋字母韻角清音(見母)において、A類「橋」、B類「茁」が同音とされ重紐の別は亂れている。しかし、橋字母韻によりA系の、羽字母韻によりB系の字母韻を示そうとした意圖は理解できる。聿字母韻がA系、B系いずれの字母韻を示すかは決定出来ない。

圖10

b. 唇音

聲母 字母韻 聲調	宮	次清	濁	次濁
	訖	必 _A	匹 _A	邨 _A 蜜 _A
入	國	筆 _B	弼 _B	密 _B

a. 開口

聲母 字母韻 聲調	角	次清	濁	次濁	次濁次	羽	次清	次清次	濁	次濁	濁次
	吉	吉 _A	詰 _A			訖 _A					
入	訖		姑 _B			乙 _B	胖 _B	一 _A ⁽¹⁾		逸 _A ⁽²⁾	

c. 合口

聲母 字母韻 聲調	角	次清	濁	次濁	次濁次	羽	次清	次清次	濁	次濁	濁次
	橋	橋 _A	菑 _B ⁽¹⁾	獮 _A ⁽²⁾		獮 _A					
入	聿									聿 _A ⁽³⁾	
	芻				颯 _B						

古今韻會舉要考

(注)
 (1) 影母。
 (2) 以母。
 (3) 『舉要』「厥律切」。「廣韻」見母の音なし。「完本王韻」、凡律切。「舉要」の音は、これに相當する。B類。
 『舉要』に「稜聿切、狂也」とある。「廣韻」にこの音なし。「王」には「獮、狂」とあり反切は其事反。「舉要」の音はこれに相當する。A類。

これを Rule に照らしして再吟味する。

Rule 字母韻	R. 1	R. 2
吉	質・錫	+
橋	質(術)・錫	+
訖	質・迄・陌・昔・錫・職・緝	-
國	質(術)・昔・德・職	-
芻	質(術)・屋 _三 ・燭・勿	-
聿	質(術)・昔	+

R. 1・R. 2 により開口の吉字母韻は A 系、訖字母韻が B 系の特徴を備えていることが分かる。これは圖 10 a に合致する。

合口について、R. 1・R. 2 は、橋字母韻が A 系の、芻字母韻が B 系の特徴をもつことを示す。但し、圖 7 c では、A・B 類の一部合流が見られる。

聿字母韻が A 系・B 系のいずれであるかについては、ここでも決定し得ない。

以上により、質(術)韻は開口及び唇音において重紐 A・B の別を保ち、合口において兩者の一部合流が見られることが明らかとなっ

た。合口においてA・B類が合流しやすしいことについてはII・2・4参照。

II・2・11 薛韻(圖11参照)

圖11

a. 開口及び唇音

聲母 字母韻 聲調	宮	角	羽
	清 次清 濁 次濁	清 次清 濁 次濁 次濁次	清 次清 次清次 濁 次濁 濁次
入	結 籠 _A 別 _B		
	訃	子 _A ⁽¹⁾ 揭 _B	擗 _A ⁽¹⁾

b. 合口

聲母 字母韻 聲調	角	羽
	清 次清 濁 次濁 次濁次	清 次清 次清次 濁 次濁 濁次
入	映 缺 _A	噉 _B 威 _B 悅 _A ⁽¹⁾

(1) (注) 「牙」「揭」の二字、『廣韻』同音とする(居列切)。「擗要」では「牙」は「吉列切」、「揭」は「塞列切」。「韻鏡」では、「牙」四等、「揭」三等。以母。

圖11より、唇音の重紐の別の保たれていないことが看取される。開口・合口牙喉音についても、A・B類の字がともに一字母韻中に含まれ、その別の亂れていることがわかる。

Ruleにより再吟味すると、その事實は一層明らかとなる。

Rule 字母韻	R. 1	R. 2
結	薛・月・屑・業・葉・牀	-
訃	薛・月・轄・屑・業・葉	-
映	薛・月・屑	-

訃・映の兩字母韻には薛韻重紐A類字が含まれるが、字母韻としてはともにB類の特徴を示すことがRuleによってはっきり分かる。開口A類「牙」はB類「揭」と同音とされるばかりでなく、三等C類「訃(月韻)とも同音とされ、重紐A類としての特徴を失っていることが分かる。

以上により、薛韻においては唇牙喉音開合口のすべてにわたり、重

紐の別が保たれていないことが明らかとなった。

II・2・12 緝韻 (圖12参照)

圖12

聲母 字母韻 聲調	角	羽		
	清 次清 濁 次濁	清 次清 次清次 濁 次濁 濁次		
入	訖	急 _B 泣 _B 及 _B 炭 _B	邑 _B 吸 _B 揖 ⁽¹⁾ _A 燿 ⁽²⁾ _A	

(注) 影母。
(1) 以母。
(2) 以母。

相對立する項としては影母A類「揖」とB類「邑」があるが、すでにその別は字母韻でなく聲母が荷なっている。

Rule については(II・2・10参照)、訖字母韻はB類の特徴を示す。

II・2・13 葉韻 (圖13参照)

古今韻會舉要考

圖13

聲母 字母韻 聲調	角	羽		
	清 次清 濁 次濁	清 次清 次清次 濁 次濁 濁次		
入	結 訖	發 _B 暉 ⁽²⁾ _B	厭 ⁽¹⁾ _A 僕 ⁽¹⁾ _A 葉 ⁽²⁾ _A	

(注) 影母。
(1) 以母。
(2) 以母。
(1) 『舉要』(『集韻』同じ)「盧涉切」。葉韻。『廣韻』切韻諸本にこの音なし。『廣韻』帖韻に「呼陟切」僕があり、「卑」と注される。『集韻』の注には「畏迫自卑也、一日美容」とあり、『舉要』には「卑也……一日美容」とある。『廣韻』帖韻の音が葉韻に移ったものか。「字母通考」にもこの音なし。
(2) 『廣韻』「筠輒切」。云母。『舉要』では「華」(薛韻)と同音とされ、反切は「疑輒切」。いま角次濁次音の項に置く。

羽次清次音はA・B類の別について neutral であるとする、葉韻の例字は少ないものの、A・B類の別を字母韻で區別しようとした意圖は恐らくなかったものと思われる。Ruleにおいても、兩字母韻はB類系字母韻の特徴をもつ(II・2・11参照)。

III 結 論

以上の考察により得られた結果をまとめる。

重紐A・B類の『舉要』における處置は次のように類別される。

(A) 唇音・牙喉音開口・合口のすべてにわたり、A・B類の別が字母韻の別により示されるもの。

支韻・脂韻

(B) A・B類の別が唇音・牙喉音開口では字母韻の別で示されるが、牙喉音合口では合流しているもの。

眞(諄)韻・質(術)韻

(C) A・B類の別が牙喉音開口では字母韻の別により示されるが、唇音では合流しているもの。これらには元來、合口音はない。

宵韻・鹽韻

(D) 唇音・牙喉音開口・合口のすべてにわたり、A・B類の別の保たれていないもの。

仙韻・薛韻

(E) A・B類の別が字母韻の別では示されないもの。
祭韻・侵韻・緝韻・葉韻

(F) 幽韻。幽韻は唇音がB類、牙喉音がA類で對立する項はない。しかし、ここではA・Bの別を字母韻の別で示そうとする意圖がうかがえる。但し、上聲でA類字が、A系・B系の兩字母韻に分入する例もあり、前項の(E)類に入れるべきものかも知れない。

以上によって、『舉要』における重紐諸韻のかなり複雑な様相を知りえた。これによって、中古音においては明確にその區別が保たれ、近世音を代表する『中原音韻』においては、大略消失してしまっている重紐A・B類の別の中間的狀況を、『中原音韻』に先立つこと僅々數十年の『舉要』の検討により、ほぼこれを明らかにし得たのではないかと考へる。

重紐の別が如何にして消失したかについても、『舉要』は一つの解答を示す。重紐A・B類の別は、上記(B)・(C)に見られるように、まず合口音、ついで唇音において消失したものとされる。合口音・唇音とも調音の際には唇のまるめ・突き出しを伴なうものであり、重紐A類介母のもつ口蓋性と共存し得なかつたのであろう(Ⅱ・2・4参照)。

唇のまるめ・突き出し(合口音)は、合口音(牙喉音)の方が唇音より強い。重紐A・B類の別を、唇音においては保ち、合口音においては保持しない例がありながら、その逆の例がないのは、合口音の強弱の度合が異なるからである。この事實は、重紐の別消失の初期段階にあっては、合口音がそれに關與したとの筆者の考へを支持するものであると思われ。

(E)・(F)については、すでに重紐A・B類の別は保たれていないとの解釋も可能である。

また重紐韻は上記(A)より(F)に至る類別より理解されるように、『舉要』においてさまざまな様相を呈する。河野六郎氏は(河野一九三九、『舉要』)は舊態依然たる韻書であるとす。たしかに、重紐の別をかなりの程度にまで残存させる點からいへば、『中原音韻』よりは中古音的であると言いうるかも知れない。しかし、重紐の別消失の過程をこのように多様な様相で示す資料は、ほかには見當らない。假に、傳統的韻書に則って、重紐の別が示されたとしたら、『舉要』に見られるよりははるかにすっきりした形で表わされた筈であるし、『切韻指掌圖』における重紐諸韻の様相とも必ずしも合致しない。時代的に近接しながら、『舉要』と『中原音韻』が重紐に關し、このよるな相異を見せるということは、きわめて注目すべき現象である。や

はり、これは『學要』が舊態のみの韻書ではなく、當時に依據した方言音があつて、それを反映するための相異と考えることが、もっとも妥當ではなからうかと思われる。

以上『學要』に表われた中古の重紐韻の状態を見、あわせて重紐韻の多様な現われ方、つまり重紐韻の扱い方の不統一こそがいずれかの地方の口頭音の反映であることを明らかにしてきた。このような特質をもつ『學要』の音韻體系の總合的研究は、中國近世音の研究にとり、必要不可欠のものと考えられる。

(昭和五十二年二月十五日)

〔補記〕

原稿提出後、藤堂明保氏「漢字概説」(岩波講座『日本語』八所收、昭和五十二年三月二十九日)が公にされた。それに『學要』についての論及がある。本稿と直接關わる重紐の問題については、氏はそれが部分的に南宋・元代にまで残っていたことを指摘している。氏の論考は、『學要』及びそれを繼承した『蒙古字韻』が、我國の唐宋音と極めて密接な關係があることを指摘された點に特徴がある。

概説という性格に由來するのであらうが、些か納得し難い點があるの
で、一・二、次に擧げておく。

『學要』の實際の韻母の數を平・上・去聲各三〇、入聲一七の計一〇七とされている(一四三頁)が、これは『壬子新刊禮部韻略』の韻目數であつて、『學要』の實際の韻母の數ではない。實際の韻母の數は字母韻の數について言うべきである。

『學要』では入聲を陰類(-i-u-zero 韻尾など)に對應させており、『學要』の入聲は「促音韻尾を失つて、實際には平上去聲の字と同じ韻母となつていた」とする(一四三―一四四頁)。「對應」という語により何を示そ

うとしたのかいまひとつ明確でない。『學要』の入聲が p・t・k の別を消失しているのは明らかであるが、『學要』の體系自體の中に入聲と陰聲を「對應」させている事實はない。さらに、促音韻尾を失なつてしまつたとの説は更なる考證を必要とする事柄であると思われる。『學要』の入聲が「實際には平上去聲の字と同じ韻母となつていた」とするならば、氏自身が例として擧げられた「石灰」等の促音は果して何に由來するのであらうか。

細かい點について、筆者の納得し難い點は存するが、『學要』と我國唐宋音の關係を指摘された氏の説は、大いに検討する必要があると思われ

る。
(昭和五十二年七月二十八日補記)

- (1) 八思巴文字という標音文字で記された韻書『蒙古字韻』とも深い關係にあり、この點でも近世音研究上重要な資料と思われる。
- (2) 服部一九四六・坂井一九五〇・坂井一九五二・鄭一九六五・中野一九七一等がある。本稿末の「参照文獻目錄」参照。
- (3) 切韻により示される體系を中古音とする通例に従う。實際的には『廣韻』により示される音韻體系である。なお、本論において引用する切韻殘卷は、『十韻彙編』に據り、その略稱に従う。『完本王韻』とは、唐寫本『王仁昫刊謬補缺切韻』を指す。
- (4) 『中原音韻』により示される音韻體系を指す。
- (5) 鄭一九六五参照。
- (6) 亡びて傳わらない。分韻等は『學要』によつてのみ知り得る。この點にも『學要』の重要性がある。
- (7) 服部一九四六・五二頁に、「學要の音注も口頭音と密接な關係のあつたことは疑なく」とあり、坂井一九五二にも『學要』が口頭音を反映した可能性があるとの記述がある。
- (8) 『學要』が二重の音韻體系を有するのは、『學要』一冊により、貢舉用の韻書と作詩用の韻書の双方を兼ねさせようとしたためであるとすると

説がある(鄭一九六五・三四頁)。

(9) 五山版以外の通行の日本刊本には「字母通考」は附されていない。「字母通考」については元版・明版(嘉靖版)及び朝鮮版に據った。

(10) 主なものを挙げる。

(a)直音一等二等の併合。(b)拗音系に甲・乙の二類あること(本稿に關わる特徴である)。(c)開口二等牙喉音の口蓋化。(d)輕唇音の直音化。(e)宕攝正齒音二等開口の合口化。(f)止攝齒音の獨立。(g)舌内・唇内・喉内入聲の別の消失。(h)疑母の分化。

(11) 服部一九四六は、臨安に移植された北宋の首都汴京音の系統を引く一種の雅音であるとの推測をなす(五四〜五五頁)。

(12) 水谷一九五九参照。

(13) 大島一九七四参照。

(14) 大島一九七二参照。

(15) 大島一九七二参照。

(16) 『學要』の入聲は、すでに韻尾が・p・t・kではなくなっているの
で、こういう扱い方をすることとした。

(17) 平・上・去・入の字母韻の全名稱については、服部一九四六の四二頁
から四五頁を参照。

(18) 有坂説。有坂一九三七参照。

〔参照文獻目録〕

有坂一九三七：有坂秀世「カールグレン氏の拗音説を評す」(『音聲學協會
會報』第四九、五一、五三、五八號。一九三七、一九三八、
一九三九)『國語音韻史の研究』三省堂所收。

有坂一九四〇：有坂秀世「唇牙喉音四等に於ける合口性の弱化傾向につ
いて」(『音聲學協會會報』第六二號。一九四〇)『國語音韻
史の研究』三省堂所收。

服部一九四六：服部四郎『元朝祕史の蒙古語を表はす漢字の研究』(龍文
書局。一九四六)。

平山一九六七：平山久雄「中古漢語の音韻」(『中國文化叢書Ⅰ(言語)』所
收、大修館。一九六七)。

河野一九三九：河野六郎「朝鮮漢字音の一特質」(『言語研究』第三號。一
九三九)。

李一九五二：李榮「切韻音系」(中國科學院語言學專刊第四種。一九五二)。

水谷一九五九：水谷眞成「慧苑音義音韻考」資料の分析」(『大谷大學研究
年報』第一號。一九五九)。

中野一九七一：中野美代子「A Phonological Study in the Phags-pa
Script and the Meng-ku Tzu-yün」(Canberra, 1971)。

大島一九七一：大島正二「顔師古漢書音義韻類考」(『言語研究』第五九號。
一九七一)。

大島一九七二：大島正二「史記索隱正義音韻考」(『東洋學報』第五五卷第
三號。一九七二)。

大島一九七四：大島正二「顔師古急就篇注音韻考」(『北海道大學文學部紀
要』第三四號。一九七四)。

坂井一九五〇：坂井健一「古今韻會舉要に於ける口蓋化に就いて」(『中國
文化研究會會報』第一期一誌。一九五〇)。

坂井一九五二：坂井健一「古今韻會舉要の特色について」(『竹田博士還曆
記念中國文化研究會論文集』第二期第四誌。一九五二)。

鄭一九六五：鄭再發「蒙古字韻限限八思巴字有關的韻書」(國立臺灣大學文
史叢刊。一九六五)。

董一九四八：董同龢「廣韻重紐試釋」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』
第一三本。一九四八)。

上田一九七五：上田正「切韻諸本反切總覽」(均社單刊第一。一九七五)
『十韻集編』：劉復等編。北京大學文史叢刊第五種。一九三六。臺灣學生書
局影印本。一九六三。

『唐寫本王仁昫刊謬補缺切韻』：廣文書局影印本。一九六四。